令和７年度北九州市ブランディングによる進出 IT 企業等への
即戦力人材採用支援事業運営業務委託
公募型プロポーザルにおける審査について

（目的）
第1条　この基準は、令和7年度北九州市ブランディングによる進出 IT 企業等への即戦力人材採用支援事業運営業務委託に係るプロポーザルの審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（審査委員会）
第2条　審査は北九州市が設置する審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
２　委員会の委員の定数は、5人以内とする。
３　委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立する。

（審査基準）
第3条　審査は、別紙に掲げる項目に関して行うものとする。
２　各評価項目の合計点は、委員1人あたり60点とする。

（審査評価及び採択）
第4条　審査は、前条に定める評価項目の各配点に応じた評価を委員が行うものとする。
ただし、委員が所属する機関及びこれに類すると認められる機関から提出された事案については、当該委員は審査を行うことができない。
２　委員会は前項の各委員の評価を基に総合的な評価を行い、合議により採択に適した案件を決定する。
３　提案事業者が1者のみの場合は、合計評点が6割を超えていることを選定の基準とする。
４　2者以上で委員の評価が同点となった場合は、別紙に掲げる項目のうち、重点項目の合計点数によって決定する。

（その他）
第5条　この基準に定めるほか、受託候補者の特定に必要とする事項については、審査委員会が定める。

付　則
この基準は令和7年4月15日に施行する。

審査方法

企画提案書により、評価表に基づいて総合的に審査を行う。審査にあたっては、評価項目ごとに以下に示す評価基準に従って5段階で評価を行い、評価点を基に審査員の合議により、最終的な業者の選定を行う。

評価項目

項番	評価項目	評価の視点
ア	基本コンセプト	① 全体を通しての基本方針・コンセプトがしっかりしているか ② 先進性や独自性があると言えるか
イ	実施体制及び 実施スケジュール	① スケジュールは無理な工程ではないか ② 業務遂行に支障のない人員を確保しているか ③ 機動力を有し、突発的事項や緊急事態発生時などに、適切に対応できる体制づくりができているか
ウ ※	即戦力人材の 掘り起こし、及び 広報・集客・情報発信	① 掘り起こしに活用しようとするプラットフォームは、即戦力人材にとって認知度・利用頻度が高く実績ある媒体であるか ② 広報・集客・情報発信に関し、効果的な PR 媒体や手法が用いられているか ③ 提案内容が実現可能であり、かつ具体的なノウハウを有しているか
エ ※	イベント内容	① 即戦力人材にとって魅力的なイベント内容であるか ② 集客効果が期待できるイベント内容であるか ③ 即戦力人材と進出 IT 企業等との接点創出が期待できるイベント内容であるか ④ 北九州市への移住・定着や進出 IT 企業等での就業想起につながるイベント内容であるか ⑤ （オフライン開催の場合）参加者や進出IT企業等が参加しやすい地域・会場であるとともに、本市への定着・移住意識の想起につながる場所選びができているか
オ	進出 IT 企業等との 関わり方（連携）	① 進出 IT 企業等との連携に関して、提案内容が実現可能なものになっているか ② 機動力を有し、適切に対応できる体制づくりができているか
カ	同種・類似業務の実績	① 即戦力人材と市内 IT 企業等との接点創出に関する同種・類似業務の十分な実績を有しているか ② 豊富な知見・ノウハウを持つ専門家等とのネットワークを有し、当該ネットワークの活用実績を有しているか

※：ウ、エについては、重点項目のため評価点×4とする。

評価基準

評価基準	評価点
要件を十分に満たしており、期待を大きく上回る提案である。	5【20】
要件を十分に満たしており、期待を上回る提案である。	4【16】
要件を満たしており、期待するレベルの提案である。	3【12】
要件をほぼ満たしているが、期待を下回る提案である。	2【 8】
要件を満たしていない。	0【 0】

※【 】内は項番ウ、エの評価点

※5点×4項目＋20点×2項目＝60点満点にて採点